

○白石町木造住宅耐震診断等事業費補助金交付要綱

平成30年4月1日

訓令乙第6号

改正 令和元年10月1日訓令乙第41号

令和3年7月1日訓令乙第22号

令和3年12月20日訓令乙第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、町内における木造住宅の耐震診断及び耐震補強設計を実施する民間建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、白石町補助金等交付規則（平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 別表に定める方法に基づき行う耐震診断をいう。
- (2) 耐震補強設計 「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年3月26日付け国官会第2317号。）「附属第Ⅲ編第1章イ—16—（12）—①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる事業の内、住宅の耐震化のための計画の策定に関する事業をいう。
- (3) 木造住宅 町内に所在する木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅（昭和57年1月1日に存在していたことが不動産登記簿又は固定資産台帳により確認できる一戸建ての住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅とみなす。）をいう。（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）
- (4) 木造住宅の所有者等 木造住宅の所有者又は所有者に代わり耐震診断又は耐震補強設計に要する経費を負担する親族等で、町長が所有者に準ずると認めるものをいう。
- (5) 佐賀県安全住まいづくりサポート建築士 一般社団法人佐賀県建築士会

又は一般社団法人佐賀県建築士事務所協会に所属する建築士で、実務経験や能力により登録された者（以下「登録建築士」という。）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、耐震診断及び耐震補強設計を行う木造住宅の所有者等とする。

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

（1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2） 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（4） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（5） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（6） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（7） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 補助対象者は、税金等の滞納があってはならない。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象経費は、木造住宅の耐震診断に要する費用（以下「診断費」という。）及び木造住宅の耐震補強設計に要する費用（以下「補強設計費」という。）とし、その限度額は1戸当たり13万6,000円（簡易耐震診断法については1戸当たり3万1,500円）とする。

2 補助金額は、診断費及び補強設計費に3分の2を乗じて得た額とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、白石町木造

住宅耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 附近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- (4) 確認通知書の写し又は建築時期がわかるもの
- (5) 建築物の所有者がわかるもの
- (6) 町税完納証明書
- (7) その他町長が必要と認めるもの

2 耐震補強設計に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、白石町木造住宅耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第6号までの書類
- (2) 各階平面図、断面図（階数がわかるもの）
- (3) 耐震診断結果の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条第2項の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (3) 補助対象者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 規則第5条第1項第1号及び第3号の規定により町長に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする者は、白石町木造住宅耐震診断等事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当

と認めるときは、白石町木造住宅耐震診断等事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 町長は、前条第2項の申請があったときは、白石町木造住宅耐震診断等事業費補助金交付変更（中止・廃止）通知書（様式第5号）により交付決定の内容を変更することができる。

（事業の実施）

第8条 耐震診断及び耐震補強設計は、登録建築士で建築士事務所に所属する者又はそれと同等以上と認められる者によって行わなければならない。

（実績報告）

第9条 耐震診断に係る補助事業を行う者は、補助事業が完了したときは、速やかに白石町木造住宅耐震診断等実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 耐震診断の結果を証する書類（その結果に対する所見及び耐震改修に関する方針等をその結果とあわせて記載したもの）
- （2） 領収書の写し
- （3） 事業の実施者が前条に該当するものであることを証する書類
- （4） その他町長が必要と認めるもの

- 2 耐震補強設計に係る補助事業を行う者は、補助事業が完了したときは、速やかに白石町木造住宅耐震診断等実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 前項第2号及び第3号の書類
- （2） 契約書の写し
- （3） その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、白石町木造住宅耐震診断等事業費補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助対象者は、白石町木造住宅耐震診断等事業費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 町長は、補助対象者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、補助対象者が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、白石町木造住宅耐震診断等事業費補助金取消通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。

5 町長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、補助金返還命令書(様式第10号)により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(取引上の開示)

第13条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、当該建築物を譲渡又は貸与しようとするときは、譲渡人又は賃借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。

(書類の提出部数)

第14条 規則及びこの要綱の規定により町長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日訓令乙第41号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日訓令乙第22号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年12月20日訓令乙第43号）

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

耐震診断の方法等	
(1)	(財) 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」による耐震診断
(2)	(社) プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」
(3)	(1) から (2) 以外で、一戸建て住宅の耐震診断の方法として、特別に町長が認めるもの